

【広葉樹林化促進のための人工林等皆伐等事業 補助申請の手続き内容について】

事務手続き内容	必要書類	申請者	市	備考
※伐採届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採及び伐採後の造林の届出書</li> </ul> <p>※伐採の届出は、森林法によって定められています。 伐採される90日前から30日前までに必ずご提出ください。 ※森林所有者と伐採をする木材業者の連名でご提出ください。 (所有者が伐採を行う場合は、所有者のみで届出ください)</p>	提出	市町村森林整備計画に照らし伐採届の内容を審査。	審査後、適合通知書を申請者へ送付。連名でご提出いただいている場合は、両者（森林所有者及び伐採者）へ送付。
①交付申請	<p>補助金交付申請書（様式第1号(第3条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収支予算書（別記様式）</li> <li>・皆伐等事業調書（別記様式（第5条関係））</li> <li>・人工林等広葉樹林化事業地の管理に関する誓約書</li> <li>・事業予定箇所の位置図（縮尺5000分の1程度）</li> <li>・事業着手前の様子が分かる全景写真及び大径木の胸高直径（30cm以上が分かる写真）</li> <li>・見積書の写し</li> <li>・伐採箇所の測量図及び測量野帳（ポケットコンパス等による周囲測量）</li> <li>・伐採届の適合通知書の写し</li> </ul>	提出	当該補助金交付要綱に照らし、申請内容が適切か審査	<p>交付申請は、事業開始前までにご提出。</p> <p>当該申請に必要な事項が全て正確に記載されていない又は添付書類が全て揃っていない場合、申請は受付できません。</p>
②交付決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付決定通知</li> </ul>	交付決定書を受理した後、伐採業者が事業着手	交付決定（通知送付）	当該交付決定以後に事業着手。事前着手分は補助対象外。
③実績報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書（様式第4号(第14条関係)</li> <li>・収支決算書（別記）</li> <li>・領収書等の支払金額がわかるもの（銀行の払込明細でも可）</li> <li>・事業着手前後の事業箇所、伐採後の大径木直径がわかる写真、及び搬出作業及び人工造林、天然更新補助作業等の様子が分かる写真</li> <li>・伐採箇所の測量図及び測量野帳（ポケットコンパス等による周囲測量）</li> <li>・納材明細書（出荷した中身がわかるような書類）</li> </ul>	提出	当該補助金交付要綱に照らし、適切に事業実施されたかを審査	当該経費の支払いをもって事業完了となります。事業完了後、速やかに完了報告ください。

裏面に続く

【広葉樹林化促進のための人工林等皆伐等事業 補助申請の手続き内容について】

④補助金お支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金請求書（様式第3号(第18条関係)）</li> <li>振込先がわかるもの（通帳の写し等）</li> </ul>	提出 →	実績報告を確認し、確定額を指定の口座へ送金	
----------	--	------	-----------------------	--

●1つの事業地につき500㎡以上であることが補助事業の要件です。

●補助金額は、0.01ha（100㎡）あたり20,000円です。

大径木が1本でもある場合、面積あたりの補助金額に150,000円限度とした額を上乗せした金額を補助できます。（補助金の上限は100万円です）

※ただし、見積金額と面積あたり補助金額に差がある場合は、低い金額が補助対象となります。

●大径木とは、胸高直径30cm以上の木を指します。